

平成30年第2回 飯塚市議会会議録第5号

平成30年6月22日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第8日 6月22日（金曜日）

第1 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第56号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）
（ 総務委員会 ）
- 2 議案第57号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例
（ 総務委員会 ）
- 3 議案第58号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
（ 福祉文教委員会 ）
- 4 議案第59号 飯塚市消費生活センター条例の一部を改正する条例
（ 協働環境委員会 ）
- 5 議案第60号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更
（ 協働環境委員会 ）
- 6 議案第61号 市道路線の認定
（ 経済建設委員会 ）
- 7 議案第62号 専決処分の承認（平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））
（ 経済建設委員会 ）
- 8 議案第63号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）
（ 総務委員会 ）
- 9 議案第64号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
（ 協働環境委員会 ）
- 10 議案第65号 専決処分の承認（飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例）
（ 福祉文教委員会 ）
- 11 議案第66号 専決処分の承認（飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例）
（ 福祉文教委員会 ）

第2 追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議案第68号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）
（ 経済・体育施設に関する調査特別委員会 ）
- 2 議案第69号 市道路線の認定
（ 経済・体育施設に関する調査特別委員会 ）

第3 議員提出議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例
（ 福祉文教委員会 ）

第4 請願の委員会付託

1 請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願

(経済・体育施設に関する調査特別委員会)

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長 (藤浦誠一)

これより本会議を開きます。「議案第56号」から「議案第66号」までの11件を一括議題といたします。本案11件については、いずれも質疑通告があっておりませんので質疑を終結いたします。本案11件は議案付託一覧表のとおりそれぞれの常任委員会に付託いたします。

「議案第68号 平成30年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)」及び「議案第69号 市道路線の認定」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 (梶原善充)

ただいま上程になりました議案のうち、まず予算関連議案から一般会計補正予算書により提案理由の説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。「議案第68号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」につきましては、第1条で既定の予算に6億2842万6千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を621億1682万2千円にしようとするものでございます。今回の補正は、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備に係る経費を補正するものでございます。

第2条、継続費の補正は5ページをお願いいたします。第2表に記載していますように、筑豊ハイツ再整備事業につきまして2020年度までの年割額の限度額を定め、本年度分の予算執行の調整を図るため設定するものでございます。

第3条、地方債の補正は、同じく5ページの第3表に記載していますように、観光施設整備事業費につきましては、起債対象事業費の増に伴い限度額を変更するものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、予算関連議案以外の議案につきましてご説明いたします。追加議案書をお願いいたします。3ページをお願いいたします。「議案第69号 市道路線の認定」につきましては、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業計画に伴い、1路線を認定するものでございます。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

○議長 (藤浦誠一)

提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案2件については、いずれも経済・体育施設に関する調査特別委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。14番 江口 徹議員。

○14番 (江口 徹)

「議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例」について提案理由の説明を行います。最近ある少女が書いたひらがなばかりの文書が多くの方々的心を揺さぶりました。あのことねとお気づきの方も多いでしょうが改めてここに紹介します。

ママとパパに言われなくとも、しっかりと自分からもっともときょうよりかあしたはできるようにするから。もうお願い許して許してください。お願いします。本当に同じことはしません。許して。きのう全然できてなかったこと。これまで毎日やってきたことを直す。これまでどんだけあほみたいに遊んだか、遊ぶってあほみたいだからやめるから、もう絶対絶対やらないからね。絶対約束します。

この文章を書いた5歳の女の子は、4人家族なのに1人だけ明かりも暖房もない別の部屋に寝かされ、しつけと称して暴力を振るわれ、ほとんど食事を与えられなかったと聞いております。死亡時の体重は5歳児平均の約20キログラムに対し12キログラム、5歳ですがおむつをさせられていたと言います。

また、先週は北九州で4歳の男の子をテレビ台の引き出しに閉じ込めて殺害したとして父親が殺人容疑で逮捕されています。この事件では3歳の妹に高熱の液体をかけるなどの虐待をしたとして、母親も傷害容疑で逮捕されています。

このような虐待のニュースを聞くたびに、何で防げなかったのか。児童相談所や警察は何をしていたんだと思う方も多いでしょう。今、児童虐待は右肩上がりに件数がふえています。そして、児童虐待は遠くで起きていることではありません。

議員の皆様は、一昨年2016年の3月議会初日の議員研修会に飯塚病院の大矢先生に来ていただき児童虐待についての講演をしていただいたことを覚えておられるでしょう。また、そのときに衝撃を受けたという方も多いことと思います。

飯塚市においても平成28年度の決算委員会に出された資料を見ると、26年度の児童虐待相談件数が20件、38人だったのに対し、28年度は28件、50人と件数人数ともに大きくふえています。件数でいうと40%もの増加です。そして、被害児童の約4割がゼロ歳から3歳です。自分を守ることもできない、自分一人で生きていくことのできない弱い乳幼児が多く虐待に遭っています。また、この数字は市の対応した件数であり福岡県の児童相談所の年報で言うと、飯塚市内における28年度の虐待相談対応件数は152件にものぼります。

子どもを守るのは大人の責任です。今回の東京の事案でも香川の児童相談所から東京の児童相談事例の情報共有にミスがあったのではないかと、児童相談所と警察との情報共有に問題があったのではないかと指摘があります。飯塚市であのような事案を出さないために、虐待に苦しむ子ども1人でも減らすために、市民みんなで飯塚市の子どもを守らなくてはなりません。

今回、提案した条例は文字どおり飯塚市の子どもを市民みんなで守るために県の拠点病院として虐待の最前線にいる飯塚病院の方々、また、福岡市の児童相談所などで長年この問題に取り組んでおられる河浦龍生氏のアドバイスもいただきながら医療、教育、福祉の現場の方々とも議論した上でつくり上げたものです。学校へのアンケートや2月に開催した河浦氏の講演会の際のアンケートなども参考にしています。また、田川児童相談所や県の児童家庭課、飯塚警察署にも条例案をお見せしご相談させていただきました。

子どもの命と育ち、そして笑顔守るためにやれることは全部やろうと、今までとは違う仕組みも盛り込みました。幾つか担当部との考え方の違いもありますし、相談した方々との考え方が違った点もあります。しかし、多くの皆様にはご理解をいただき、総合的に判断して私たちは、今回の条例案がベストと考え提案しています。今も市内に苦しんでいる子どもたちがいます。子どもたちに少しでも早く笑顔が戻りますように、議員の皆様にはぜひご賛同いただきますようお願い申し上げ「議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例」の提案理由説明とさせていただきます。

○議長（藤浦誠一）

提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。26番 道祖 満 議員。

○26番（道祖 満）

何点かお尋ねしてまいりたいと思います。まず、今回の条例の表題は「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」というふうになっておりますが、内容を拝見いたしますと、児童虐待防止のための条例というふうに理解してよろしいのでしょうか。その点、まず確認させてください。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

はい。そのとおりであります。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

新聞報道によると、6月15日、関係閣僚会議が開催されて、首相官邸で開かれて、東京の目黒区で5歳の子どもが死亡した事件を受けて、政府は1カ月をめぐりに緊急対策を取りまとめる方針で今後、厚生労働省など各省庁で児童相談所の体制強化、虐待の早期発見、児相間の情報共有徹底、警察や学校など関係機関との連携推進などを議論するということが記載されておりました。今、政府としては、それに取り組んでおるところだろうと思います。

そのこととともに、まず現在、児童虐待防止については、児童虐待の防止等に関する法律というのが制定されております。この法律の内容は、平成28年法律第63号で児童福祉法等の一部を改正する法律が成立して、一層、児童虐待防止に取り組むことが決められております。

この児童福祉法等の一部を改正する法律、平成28年法律第63号の概容は、全ての児童が健全に育成されるよう児童虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるというふうになっておまして、まず1点。今まで明確になっておりませんでした、児童福祉法の理念の明確化等ということがうたわれております。その中に、児童は適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。（2）国、地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。（3）国、都道府県、市町村それぞれの役割、責務を明確化する。（4）親権者は、児童のしつけに際して、監護、教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2として、児童虐待の発生予防、（1）市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。（2）支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するように努めるものとする。（3）国、地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防、早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3、児童虐待発生時の迅速、的確な対応、（1）市町村は児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。（2）市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。（3）政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。（4）都道府県は、児童相談所に、①児童心理司、②医師または保健師、③指導、教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置、またはこれに準ずる措置を行うものとする。（5）児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4、被虐待児童への自立支援、（1）親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。（2）都道府県、児童相談所の業務として里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置づける。（3）養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県、児童相談所の業務として、養子縁組に関する相談、支援を位置づける。（4）自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中

の者を対象に追加する。というように法律が改正されております。施行日はいろいろありますけれど、最終的には平成29年4月1日から施行というふうになっておりますが、そこでお尋ねいたしますけれど、今回提案されておる条例が求めているものと、この法律が定められている、児童虐待の防止等に関する法律に定められているものとの異なる部分は、どこなのかまず、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

本条例案は、ご案内のありました児童虐待防止法の改正並びに児童福祉法の改正等々も含めてやっております。ですから、重なる部分もかなり多くございます。ただ、そこそこにおいては、異なる部分があるのは事実であります。例えば、全てではありませんが、第6条の先ほどしつけに関しての発言がございました。私どもは、明らかにこれは体罰を与えてはならないと書いております。また、同条の5項、保護者は男女の別を問わず子育てその他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たさなくてはならない。このことについても、異なる規定だとは考えております。どうしても、かなり権限等に関しては、児童福祉法並びに児童虐待防止法に書いてあります。ですから、その部分にふれながらも、それを現実に、飯塚市において具現化するために、この条例を定めた部分でございます。具体的にここはどうなのと聞かれるとお答えができるかと思いますが、全般的にどこが違うかと言われるとすぐにご案内できるのは、そういったところでございます。また、あわせて、要保護児童対策地域協議会に関しては、例えば、児童福祉法、並びに虐待防止法、厚生労働省は考え方を示すと、その実際の部分は、市町村等で工夫してやってくださいというふうな形になっておりますので、その部分を私どもとして工夫して、このような形で提案をさせていただきました。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

では、要保護児童対策地域協議会について、明記されておりますがこれは児童福祉法第25条の2第1項に記載されておるわけですがけれども、これについても、先ほど言った児童福祉法等の一部を改正する法律においては、機能強化がされております。それと、厚生労働省からは要保護児童対策地域協議会設置運営指針が示されておりますが、今回提案されている条例で、どうもちょっと理解できないところがあったのは、運営指針に示されている内容と若干異なるものがあるのではないかと思うのですけれど、違いはあるのかないかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

運営指針には、のっとってつくっていると考えております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

先ほど、議案説明の中で関係機関に調整をしたというような提案理由がありましたが、厚生労働省の設置運営指針の中には、多岐にわたる関係機関があります。その関係機関全てにおいて同意が得られたのかとか、またはこの協議会における運営について要望があったのかどうか、そういうことについては、どういうふうなものがあったのか確認させてください。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

関係機関全てと協議をしたわけではありません。関係機関というのは、言われるように多岐にわたります。現在、書いてある関係機関で飯塚市の中に入っていない部分もあるかと思います。私どもは、その中の一部ではありますが、児童相談所さん、そして飯塚警察署さん、また病院関係者、そして教育委員会等とはお話をさせていただきました。またもちろん市ともお話をさせていただきました。その中で幾つか、市と考え方が違うというところに関しては、例えば、まず29条で、代表者会議について規定をしておりますが、今まで入っている団体に加え、5号の子育て支援団体が推薦する者、6号の市議会が推薦する者というのを新しく加えております。この点に関して、市側からは、これは必要なかどうかというお話がございました。また、30条の事務局という規定を置いております。調整機関が子育て支援課となっていることから、こことダブるのではないかというふうな疑念を市からもいただきましたが、私どもはこの事務局に関しては、調整機関だけで事務が回るものとは思っておりませんので、調整機関と一緒に幹事会というふうな形で、やるものとして、複数の関係機関とともに事務局がやっていただくというふうな形をつくっております。ただ、それをどこが担当するかに関しては、先方さんのご意向もあるでしょうし、その調整のもとにやればよいと思っています。また、ご意見の中では31条2項に定める、地域部会、この地域部会に関して市のほうからは、地域部会を設置しても、今ある実務者会議等々と出てくる方々は一緒になるので、二度手間になるのではないかというお話がございましたが、私どもが考えている地域部会は、現実に隣の嘉麻市でも行われています。福岡市でも、区ごとの会議があったり、校区で会議があったりするケースもあるとお聞きしております。ですので、十分現実的なものである。ないし、それよりも地域での虐待防止にかかわっていただける方々、その方々のマンパワーを結集する意味でも効果があるものとして、設置の努力義務を定めております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

厚生労働省は、先ほども言いましたように、要保護児童対策地域協議会の運営については、組織から業務から、いろいろ内容が示されております。この中で業務から言いますと、先ほど言いましたように、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議等を行うように、運営方針が記載されております。それとともに、これは後で審査要望しますけれど、ただ、この運営指針の中には、先ほど言われましたように、その代表者会議の中のメンバーに、市議会が推薦するものとかそういうものについては記載されていないということだけは、新たに加えたということで理解してよろしいのでしょうかね。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

要保護児童対策地域協議会に、議会が推薦する者が入っているケースは、私は、今のところは見つけておりません。そういう意味では、新しいケースだと思っております。しかしながら、なぜ入れたかということ、やはりこの虐待の現状に対し、条例の表題に定めておりますように、市民みんなで飯塚市の子どもを守るということをやっております。その中で、議会が、私どもが提案するだけ、ないし、その動き方について、議会の中でチェックをするだけでいいのかということ、私はそうではないと考えています。また、私どもはいろいろな制度を組み合わせ、こうやったらどうやっていうことを提案する。そういった機能もあるかと思っています。また、虐待の現場に対して、このままでの予算規模では不足だと思えば、それに対して、これをこうすべきだというふうな提案もできます。そういった意味で、議会が入る意義は十分あると考えておりますし、入ることによって、生まれるデメリットはないかと考えています。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

その辺については、付託された委員会で、なぜ、厚生労働省が要保護児童対策地域協議会設置運営指針の中にそういうものが記載されていないのか。それは、付託された委員会で十分審査していただきたいと思いますが、ちょっと質問者じゃないのですが、議長お許しいただければ、市のほうにちょっと確認のための質問させていただきたいと思いますが、お許しいただけますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

どうぞ。

○26番（道祖 満）

厚生労働省の子どもを守る地域ネットワーク等調査の結果、平成25年度調査が出されておりますが、これは、平成27年3月2日に公表されております。これには、要保護児童対策地域協議会の、平成25年4月1日現在の設置状況の市町村は1722カ所、98.9%であったとの公表がされております。この要保護児童対策地域協議会は、全国では98.9%設置されておるわけですが、飯塚市では設置されておるのかどうか、まず確認させてください。

○議長（藤浦誠一）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

本市におきましては、飯塚市要保護児童連絡協議会として設置しております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

名称が違いますけれど、それは設置されているとして理解していいのですか。

○議長（藤浦誠一）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

名称につきましては、協議会の名称は、自治体独自で決めることができるため、飯塚市では要保護児童連絡協議会としております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員

○26番（道祖 満）

ということは、児童福祉法第25条に定められている要保護児童対策地域協議会は設けられておるということで理解してよろしいのですね。さらにお尋ねいたしますが、であるならば、先ほどから言っております、厚生労働省が示しておる協議会の設置運営指針に従って設置されていると。こういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

そのとおりでございます。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

先ほど言いましたように、児童福祉法等の一部を改正する法律が平成28年法律第63号として公布されて、施行期日が全てのもは29年4月1日から施行されていると思っておりますけれど、ここに先ほど言ったように、児童虐待の発生予防のための母子健康包括支援センターの設置に努

めるものとするというようなものは、既に設置されておるのか、飯塚市は。

○議長（藤浦誠一）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

本市では、本年度4月より健幸スポーツ課保健センター内において、子育て包括支援センター事業を開始しております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

また、この法律によると、児童等に対する必要な支援を行うため拠点の整備に努めるものとなっておりますけど、これも行われておるのですか、確認させてください。

○議長（藤浦誠一）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

この件につきましては、子育て支援課内にある家庭児童相談室の中で対応しております。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

これからは審査要望になると思いますけれど、先ほどお尋ねいたしました児童虐待防止法と今回提案されました条例条文の参考資料として提出されておりませんので、自分なりに調べた内容は把握しているつもりなのですが、委員会で審議の際に、対照表という言葉違いますね。対比、比較、法がどういうふういろいろなことを書いておるのか。そしてその条文が、どこにどういうふう適合しているのか。それと、適合をしてないもの、または不足しているものとか、そういうものが出てくるかと思いますが、そういうものを作成して、ぜひ検討していただきたいと思っております。

これは、提案者のほうに言うことなのか。委員会の審議の中で、そういうものをどなたかが、行政と一緒にあって、提案者が作成されても結構かと思いますが、それを示していただけないと児童虐待防止法は多岐にわたります。家庭とか社会についても、いろいろ記載されている部分がありますので、ぜひこの見える形というか、理解しやすい形で対比する表をつくっていただきまして、審議していただきたいなと思っておりますが、そのように審査要望をいたしたいと思っておりますので、よろしく取り計らいのほどお願いいたします。

それとともに児童福祉法、先ほど言いましたように、第25条に従って、要保護児童対策地域協議会の設置運営指針が定められております。市では既に設置されているということですが、今回の条例が求めているものとの、国が示してあるものと、市が今持っているものと、そして今回、条例が求めているものと、これも並べて比較していただきたい。どういう組織体になっていて、どういう業務をやって、厚生労働省の運営指針のほうでは、守秘義務まできちっと入っております。そういうものについてどういうふうに現状、市が運営しておるならば、どうなっておるのか。そういうことについても、対比するわかりやすいものを作成して、協議していただきたいと思っておりますが、関係者の皆さんに、ぜひ、作成して協議していただきますよう審査要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

それと、児童福祉法等の一部を改正する法律、先ほど何点かお尋ねいたしましたけれど、これは平成28年法第63号の中で求められているもので、市で整備されていないものが、まだ何かあるのかどうか。あるとするならば、いつまでに整備する考えなのか、これについても、委員会の中で審査をしていただきたいと思っております。

それと、なおかつ提案者のほうからは、児童虐待の数字が示されました。示されましたけれど、

改めてそれを過去の児童虐待の実態から、現状の実態までの推移がどうなっておるのか。そして、それについて、これは、わかる範囲で行政がどのように対応してきたのか。そういうことをお調べいただいて、示していただきたいと。なおかつ、その当該委員会と本会議での児童虐待の問題については、これまでいろいろ質疑があつておるのではないかと考えておりますが、質疑があつておるとするならば、その質疑に対して行政はどういうふう到现在まで対応してきたのか。それについても資料として提出していただいて、審査を深めていただきたいというふうにして考えております。以上の件を審査要望して終わります。よろしくお願ひします。

○議長（藤浦誠一）

ほかに質疑はありませんか。25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

現在、飯塚市において、平成18年3月に策定されました飯塚市要保護児童連絡協議会要綱という、本市における児童虐待防止及び対策に関する協議会設置を定めて、飯塚市家庭児童相談室、田川児童相談所、飯塚警察署等を中心として、虐待への対応や解決を図っているというのは、今、答弁で言われましたからわかるのですが、今回、その要綱を条例に変更して子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的として提出されたというふうに理解はしているのですが、何点かちょっと質問をさせていただきたいと思っています。

1点目は、現在、飯塚市が児童虐待防止や対策に向けて、飯塚市要保護児童連絡協議会要綱というものを運用し、関係諸機関等と連携して対象児童の保護や支援に努めているわけですが、それに何らかの不備や不都合等が生じたのでしょうか。内容的には、私、この条例案と要綱が、さほど大きな変更点はないように見受けられるのですが、あえて、現在運用されている要綱に、条例あるいは不備等があったのであったら教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

要綱に不備があったわけではございません。今回提案させていただいているのは、要綱には不備はないのではありますが、現状において、児童虐待はふえております。これに対して、もっとマンパワーが必要であると考えています。いろいろな協議が必要であると思っています。ですので、それを拡充させるために、今回、条例で規定させていただいたものでございます。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

それともう一つは、条例第4条の基本方針に、1号、2号として、2項目記されているわけですが、1号に記されています地域と行政とが連携及び協働し、子育て家庭を支援するということがうたわれています。第2項にも同じ地域と行政が一体となって、連携及び協働しながら防止等にかかる取り組みを行うことと書いてあるのですね。実際、児童虐待というのは、幼児のころから両親により行われている実態があるわけですね。市においても、乳児家庭全戸訪問事業だとか、養育支援訪問事業等を実施し、児童虐待等が行われているような子育て家庭の支援は、私は実際に行われているのではないかなと思っています。さらに、市が設置しています飯塚市要保護連絡協議会の構成機関には、国の地方公共団体の機関とか、医師会、大学等の法人等も入っていますし、市内の民生委員あるいは児童委員の皆さんも構成員として組み込まれています。したがって、市の児童虐待の実態を受けて、今後どういった対応や支援の、要するに必要性をどの程度把握されているのか。そういったその現状把握から、また今後、どの程度までの支援を必要としてあるのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

4条の1号、2号で基本方針を定めているわけですが、この4条の1号は、第2章として組み上げています。そして、2号が第3章となります。今お話があった事業、養育訪問支援事業とか、やっておられるわけですが、以前私は、議会の一般質問の中で取り上げた事例がございます。というのは、ごみ屋敷についてであります。ごみ屋敷について、アドバイスをするだけでは変わらないわけです。やっぱり、そのときに実際に手を動かすこと、一緒に手を動かしながらお話をしながら、関係性をつくっていく。ヘルパーさんだったりとか、そういった方々が入る中で、そういった作業をやりながら、先方さんにも生活習慣をきちんと知っていただくこと。そして信頼関係を構築すること、そういった事業をやっているところは、隣の嘉麻市であるとか、ほかにもやっているところがございます。だけれども、飯塚市においては、このごみ屋敷に対する対処に関しては、ひとり親家庭、ないし保護家庭では一部やっておりますが、そうでないところでは手が届いていない点もがございます。そういった部分を含めて、支援する必要があると、今までよりも拡充する必要があると考えるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

次に、児童虐待防止や支援に向けて、私は取り組む場合、大切なこととして、実務者レベルの中でも特に児童虐待の当事者の保護者の実態、被害に遭った児童の実態を十分知り尽くしている児童相談所の職員の方の話を十分、傾聴すべきではないかと思うわけですね。また、要保護児童対策地域協議会を設立するに当たっては、厚生労働省は、地域協議会を設立させるには、事前に十分な協議、調整が必要となるというふうに示しています。地域協議会の中心となる事務局等に関しては、やはりこれは勉強会、準備会を開催し、地域協議会の運営の骨格部分については十分な協議、調整をしておく必要があるというふうに示唆してあるわけですが、その点に関してどういった考えをお持ちなのでしょうか。

実際に、実務者レベルで、一番実態把握から、それから支援方法、そういったものを具体的に知り尽くしているのは、田川児童相談所なんですよ。実際に、自分は学校に勤めていたときにはもう田川児童相談所は特に中学校のときにはかなり行ったんですけども、たった数人で、この筑豊一帯全て、田川市郡、直鞍、それから桂川、嘉麻市、飯塚市全てを数人で担っているわけなんですよ。だから、今度そういった方を実務者レベルで引き込んでいくとなるとかなり、無理も生じてくるので、先ほど聞いたように、そういったことに関してどういった考えをお持ちなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

児童相談所の職員の話をも十分に聞くべき、そのとおりだと考えています。提案理由でも説明しましたが、福岡市での児童相談所並びに今でも家庭相談センターで活躍されている河浦龍生氏からは、数度にわたりお話を聞かせていただきました。また田川の児童相談所には、子育て支援課、課長並びに係長と同行した上でお話を聞かせていただきました。そして、田川の児童相談所、そして県の児童家庭課には条例案を示した上で、これについてどうお考えですかというお話をさせていただきました。言われるように、田川の児童相談所、少ない人数で対応しているのはそのとおりであります。片一方で件数がふえてきている。その中で、ますます市町村に求められる役割は増大していきます。そういった話も児童相談所でもございました。田川の児童相談所の負担を減らすには、少しでも早い時期に市町村でできることをやっていく。事前に防止をする。子育て支援のところが重要だと思っています。ですので、私どもはこの条例の中で、そういったことをより拡充する、ふえている虐待に対して、少しでも飯塚市として、力を尽くすために、この条例を

提案させていただいております。

○議長（藤浦誠一）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

最後の質問になりますけども、条例の第4章に要保護児童対策地域協議会のことが記述されているわけですが、飯塚市においても、先ほど課長答弁でありましたし、私も数年前に児童虐待で質問した際に、ちょっと勉強しておきましたのでわかったのですけども、飯塚市においても、第1条の設置のところで要保護児童対策地域協議会として、飯塚市要保護児童連絡協議会を設置し、いろんな関係機関等と連携及び協働しながら、いろんな保護や支援を行っている実態があるわけですね。したがって提出議員が新たにつくろうとしている協議会等をどのような違いがあるのだろうかと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

言われるように法的性格は全く同じものであります。しかしながら、現在の要保護児童連絡協議会、飯塚市の現在行っておられる連絡協議会の中で、やはり、参加している機関の中で、もう少し何とかならないものかというご意見等々をいただいております。そのことを解決するために、私どもはこの条例を提案させていただきました。

その中で特に、年次計画、早期発見対応指針及び保護支援指針として、マニュアルを整備する。計画を整備することで、関係機関等々と連携を深めていきたい。特に3つの計画の策定変更に関しては、要保護児童対策地域協議会の所掌事務とさせていただきます。その中で、関係機関と市だけが計画をするのではなく、関係機関とともに協議をしながら、計画をつくり上げるないし、各指針をつくり上げる。そのためにさせていただきます。そういった意味では、その部分においては、今の要保護児童連絡協議会では不足している部分が、拡充されているものと考えております。

○議長（藤浦誠一）

ほかに質疑はありませんか。20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

この上程された条例は本当に飯塚市の子どもたちの未来や命にかかわる大切な条例であろうというふうに理解をしております。それがゆえに、家庭や地域、また執行者にとって、過度な負担や責任義務を感じさせるようなものになるならば、かえって子どもたちの命の危険性を高めることにつながるのではないかというふうには思っております。この条例にあります各関係機関等の積極的な事前の協議とか、ある程度理解、協力を得られて、制定すべきものではないのかなというふうに思っておるということを先に言わせていただいて、質疑を少々させていただきたいと思っております。

まず条例案にあります、第2条の（4）児童虐待の防止等というところですね。児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援をいうというふうに定義されておりますが、これは児童虐待を受けた子どもの方、すなわち、過去に虐待を受けた18歳未満の方々全てを指してあるというふうに理解をしますが、それで間違いはないですか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

ここで書いてある保護っていうのは一時保護というような、狭義の規定とは違う、広い意味での保護であります。現実的には、過去に受けた子どもをずっと保護するわけではありません。もちろんのことながら、そういった子どもたちに対して必要な保護をすること、そしてまた自立の

支援を行うことを定めております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

その判断は条例においてどの機関がなされるのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹委員。

○14番（江口 徹）

主に要保護児童対策地域協議会が判断する形になるかと思えます。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

その第2条の（6）ですが、福祉または教育に業務上関係のある団体とありますが、具体的にどのような団体を想定されておられますか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

例えば福祉では保育園もございます。教育に関係のある団体といえば、学校だけではなくて、幼稚園等々も特に大きなものとして関係をする形になります。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

それは民間でつくられた任意の団体も入るというふうに理解をしておきます。次に、第3条の3項なのですが、児童虐待の対応は子どもの最善の利益に配慮するとありますが、この子どもの最善の利益となると大変重要な事柄だろうと思いますが、この判断はどなたがどのようになされるんですか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

これも先ほどと同じになりますが、まず子どもの最善の利益というのは、改正となりました現在は、児童福祉法にも書かれている言葉であります。この判断については先ほどと同じく要保護児童対策協議会が中心となって行うものであると考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

第4条、先ほども質疑がありましたが、（1）と（2）中で、地域と行政が連携及び協働とし、1にも2にもありますが、これは支援取り組みとありますけれども、具体的にどのようなことを念頭に置かれていますか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

第2章にも定めておりますが、地域、例えば16条において地域における子育て支援の取り組み等として定めております。またあわせて4条の2号に関しましては、第26条にも定めております。26条においては、地域の方々ですね、市民等は地域における子どもに対する見回り活動を行うことにより、子どもとの関わりを深めるよう努めなければならない。あわせてその関わり

を通じて、児童虐待に関し、対応が必要であると判断したときは子どもにかわり市、児童委員等に連絡また相談するよう努めなければならないということを定めております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

この第4条は後々の条文のほうの頭出しというふうな形で理解をしておきます。次に、第5条の3、子どもが児童虐待からみずからの心身の安全を確保できるようにするため関係機関等と連携し、児童に対し、情報の提供その他必要などありますが、ここで子どもと児童をというふうに言葉を使い分けておられますが、これはどのような意味合いがあるのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

失礼しました。多分お手元にいっているのが最終分の前だと思っております。そこに関しては、申しわけございません。子どもであります。議案書見ていただければ。すみません。私のほうで、もしかしたら前の部分を渡してしまっておられるかもしれません。失礼いたしました。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

それではこの5項について、1つお伺いしますが、この条例についての子どもという定義は18歳未満を指してありますが、子どもを18歳未満ゼロ歳児からですね。に対し、情報の提供その他必要な事業を実施するものとするというふうに言い切っておられますが、これはちょっと無理があるのではないかと思います。どのように認識されていますか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

確かにゼロ歳児に現実的に、周知をしようと思って無理があるかと思いますが、ここで何らかの線引きを整理する必要があるかと考えると、する必要はないと考えこのような規定をさせていただいております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

第6条、子どものしつけと称して体罰を与えてはならないというふうに、先ほど、少し質疑がありました。この体罰、例えば親が愛情を持って背中を押すと、反抗期の子どもがこれは体罰だよと訴えてきたということになると、この条文にのっとった取り組みを行うことになると思うのですが、このような申し立てがあった場合、この第4条になりますか。地域と行政が一体となって動くというようなことにつながるのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

ここが第4条の地域と行政が連携としというのは、個別の家庭に対して具体的に入って行くものでありません。これはあくまでも、個別の家庭がきちんとそこについて理解をしたうえでやってください。このことも体罰も児童虐待の一部なのですよということでございます。またあわせて児童虐待の多くがしつけという言葉のもとに行われます。そのことを防ぐためにここを規定しております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

これも、体罰とか否かというのは、先ほど言われた協議会のほうでもこれも判断されるのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

多分に子どもに対してですね、何らかの行為をされたことがある。保護者の方々が多いのだと思っていますし、私もその例外ではございません。ただし、これが、その行為が、教育であったり、子育てという観点からすると効果的ではないということで国際的な考え方の中でもこの体罰に関しては否定される方向になっておりますし、そのことは厚労省のほうでもそういうふう判断をされております。全ての体罰が一回叩かれたから、それが全て要保護児童対策協議会に上がってくるわけではないかと思えます。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

第6条の7ですが、保護者は関係機関等から指導または助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って、必要な改善等を行わなければならないとありますが、関係機関等の定義には学校も含まれています。例えば家庭の子育てについては、例えば担任の先生でありますとか、意見が違う場合が多々ございますけれども、これによると、全て先生の言うことを聞いて改善しなければならないように見受けられますが、これはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

ここに関しては私どもも書き方をどうするか悩みました。ただ最終決定としてこのような強い書き方をしております。この点に関しては、この条例は罰則を設けているものではございません。そういった指導に対して従わなかったからといって、罰則があるものではありませんが、指導する方々がお話をする中で、条例でもこうなっておりますので、ぜひこうやってくださいねと、そういうふうなところでの後押しと考えると、つくらせていただいております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

第12条も、これがとっても大事なところだと思うんですけども、情報管理ですよ。プライバシーの問題ですね。非常にデリケートだと思うんです。虐待については、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならないとありますが、これは具体的にどのような配慮をどのような措置を講じられるとお考えですか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

今、個人情報のほうに最大限の配慮をしなければならないと書いているのは、12条2項でございます。この12条にそのただし書きに関しては、通告等をした者との情報共有について定めています。ちょっとこれ危ないよねと思って通告ないし、相談等をしていただだける方がおられます。その方々に対し、厚労省の手引き等々では、それから以降の情報提供は全くなしというふうな書き方でされています。しかしながら、実務をやっておられる方々とお話をする中で、それでは、まるっきり、じゃあもう協力しないよという、そういうふうになりかねない。ですので、適

度な情報提供が必要なのだというお話を聞いたことがございます。例えばですね、まるっきりの誤解であった場合、そのときはその旨をきちんとお伝えするべきだと思っておりますし、片一方で、ちょっと、私どもも注意してみておきますので、ぜひ、また見守っていただけませんかというふうな形の情報提供は、必要であると思っております。私どもが考えている、情報の共有に関してはそういったところにとどめるべきだと思っておりますし、これはあくまで市が、そういった通告をした者等と共有することができるという規定ですので、市の中できちんとどこまでやるという意思決定をした上で、お伝えできるような形にしております。もちろんプライバシーに最大限配慮しなければならないことは言うまでもないと思っており、こうさせていただきました。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

第15条、市は子育て家庭を支援するための事業を促進するため当該事業を行う団体に対して必要な支援を行うものとするがありますが、団体はどのようなものを想定されてあるのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

当初、私どももここの書き方について悩みました。単純に子育て支援団体ですね。16条には子育て支援団体とあります。その子育て支援団体だけと書くのがいいのかどうかというふうなところで考えたわけですが、私ども参考にさせていただいた条例の中に、浦安市の条例があります。ここの部分に関しては、浦安市の条例を非常に参考にさせていただきました。考えますと、例えば子育て支援団体と言われるところではなくても、子育て家庭に対する支援を行う団体はあります。例えば、自治会です。そういったところが、そういった事業を行うときそれに対して、子育て支援に関する情報の提供であるとか、その他必要な支援を行えるようにと考えていますので、これに関しては、あくまで、子育て支援団体に限らず、子育て家庭を支援するための事業をされる団体、その事業に対し、必要な支援を行えるように定めているものでございます。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

続けて質問をさせていただきます。第16条ですが、今の15条の団体については、さまざまな団体が想定されてあるというふうなご説明がありました。となるとこの1項と2項に規定されてある、子育て支援に関する活動を行う団体に対する地域における子育て支援に努めなければならないであるとか、また保護者に対して、子育て負担感の軽減を図るために、保護者同士がその子どもとともに交流することができる機会の提供に努めなければならないというふうに断じてありますが、これは各家庭ごとに寄り添うような子育て支援もあろうかと思うんです。ということは、子育て団体をつくる際に小規模な支援を行うことについては、かえって妨げになる部分も出てくるのではないかと思うのですが、これはどのような認識でしょうか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それぞれ、支援の仕方は1つではなくさまざまな支援があつていいかとは考えております。ただ、こういった部分についてもぜひよろしくやってくださいという形で定めさせていただきます。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

第17条です。事業虐待防止推進月間は毎年11月とするというふうにあります。これは現行のご認識があれば、現行はどうなっているか教えていただけますか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

現行におきましても、国は11月を児童虐待防止推進月間と定めております。現状、飯塚市においても11月を推進月間としてやっております。それを改めて規定する中で、また、関係機関等々と一緒にふさわしい事業を実施するように、これをきちんと条例で定めて継続的にやっていただきたいというところでさせていただいております。今あつていることは十分認識しております。それは大切なことだと思っております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

第19条です。市は児童虐待に係る通告を受けたときには直ちに調査を行い、私の認識では市に調査権が付与されていないのではないかと思うのですが、このところのご認識を教えてください。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

ここでの調査を行いというのは、その家庭がどういった家庭であるのかとかいうところを確認しながら、また前にそういった虐待の事例があるのか等々を確認しながら、それで必要があると認めるときは、安全確認をするという規定でございます。もちろん立入調査というのは、児相の権限でありますので、そういった部分が必要なところに関しては当然のことながら、3項に定めるように、必要に応じ児童相談所、また警察等々と協力を求めながら、安全確認をやる形になるかと思っております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

第23条です。認定こども園、保育所への入所を優先的に取り扱うということになっていますが、この対象は児童虐待を受けた子ども等特別の支援を要するというふうになっておりますが、この対象者について、どのような想定をなされているか教えていただけますか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

この規定は、既に児童福祉法の中でも同様の規定はございます。厚労省の通知でもこのように、児童虐待を受けた子どもと特別の支援を要する子どもに対して、優先的な取り扱いをなさいという規定がございますので、その規定をきちんと条例中でうたったものであります。想定されるのは現実に児童虐待を受けていた子どもですね。またあわせて、本当に多子家庭で、ひとり親で

という家庭とかになるとやっぱり孤立した子育てで24時間365日、煮詰まる事はよくあります。そこに対して、少しでも、保護者の方で息をぬける時間をつくるように、またあわせて子どもたちにとって安全な時間帯、安心できる時間帯をつくるのが目的であります。またあわせて、送り迎え中で保育士の方からこうやったら子育てしたらいいんですよというアドバイス等々もあり得るので法でもこういった規定をしていると思います。それに関して、条例で改めて定めここに関して十分やっていただきたいという、意志を表したものであります。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

第27条です。この協議会については、同僚議員からもろもろご指摘がございましたが、飯塚市としては、法に基づいた協議会を今現在持っておるという答弁がありました。児童福祉法の25条の4によると、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は協議会が定めるとありますが、これとの条例との整合性はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

もちろんのことながら、この条例で定める以外にも必要な事項はございます。これについては協議会として定めていただければと思っています。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

では、この法のもとに今、飯塚市が設立してある協議会、私が児童福祉法を読むと、この児童福祉法に沿って飯塚市で協議会を既に定められているので、この協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、現協議会が定めるべきであるというふうに読み取ったのですが、これは認識が間違っていますか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

ここの部分に関しましては、条例で定めてはならないという点ではございません。それぞれ市町村等々で定めればよいという形になっております。その中で飯塚市として現行は、要綱で定まっておりますが、私どもとしては、さらに拡充する必要があるので、条例の中できちんと定めて、この形にのっとりやっていただきたいと考えております。ですので法制度からすると何ら問題はないと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

法ではそうなんですね。わかりました。ただ、今現行ある協議会の上に、この条例でその上に、この新しい協議会をかぶせようというふうにしておるんですけれども、現行の協議会メンバーの方々とはどのような協議をされたのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

先ほどの質疑の中でもお答えしましたが入っている方々全てと協議したわけではございませんが、児童相談所、並びに、警察、そして医療機関等々とはお話をさせていただきました。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

現行の協議会のメンバーというのは、何名ぐらいの、また幾つの団体ぐらいになるのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

嘉穂鞍手保健福祉環境事務所、筑豊教育事務所、田川児童相談所、飯塚市保健センター、飯塚市教育委員会、飯塚市福祉事務所、福岡県飯塚警察署等と法務局飯塚支局、少年サポートセンター、医師会、福岡県立大学、民生委員、主任児童委員協議会、保育協会、小学校校長会、中学校校長会、弁護士会、飯塚病院等々で構成されておりますし、当然のことながら、今お話したのは代表者会議にそれぞれの機関が入っておりますので、代表者会議には、そこから人が出ますし、また片方では実務者会議ないし、個別ケース検討会議には、さらにまた、地域の民生委員、主任児童委員が出るケースもあるとお聞きしております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

おおよそ20くらいかな。その中の3団体程度と話をされたということですね。この条例の中には、責務というものを課してあります。市そして、関係機関と保護者ですかね。市、保護者、関係機関等に責務を課していらっしゃいますが、それぞれ市との協議は数度されたということですが、関係機関の方々とはどのような協議をされたのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

先ほどお答えしましたが協議会、先ほどずっと入っている機関等述べさせていただきました。その中で、協議をしたのは、お話をさせていただいたのは、田川児童相談所さん、保健センターさん、教育委員会さん、そして、子育て支援課さん、警察署さん、医師会関係者、保育協会関係者、主任児童委員の方も相談させていただきましたし、弁護士会、弁護士の方も相談させていただきました。飯塚病院の方にも、相談させていただいたことはもちろんであります。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

この条例の中で地域とのかかわりも非常に大切なものというふうにはうたっておりますが、地域という先ほど自治会という言葉も出ましたが、279自治会が、飯塚市はあるのですが、それぞれ加入状況であるとか、人と人とのつながりであるとかいうことは全く違った環境にあると思うのですがそれらの自治会の関係者との協議はどのようにされましたか。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹委員。

○14番（江口 徹）

実はこの条例の大きく参考にさせていただいた条例の1つに浦安市の条例がございます。浦安市の条例ではこの条例の中に浦安市社会福祉協議会、あわせて、自治会ですね。そういった形の規定がございました。ただ、私どもは今回この条例をつくるに当たって、社協さんないしまちづくり推進課さんともお話しをさせていただきましたが、そこに関して具体的な個別名称を出してやることについては、ちょっと今、その段階ではないとは判断をしました。社会福祉協議会さんとは直接お話しさせていただきましたし、自治会に関しましては、まちづくり推進課さんとお話を

した上で、個別の団体名について載せないという判断をさせていただいたものでございます。自治会関係者に関しては、ほんの一部の自治会長とはお話したことはございますが、大多数の関係者等々と協議したわけではございません。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

現状はもろもろお聞きしましたけれども、非常にこの条例では、提案者言われるように、子どもたちの未来、ひいては命につながる大切な条例になろうかと思っておりますので、この条例の中はさまざまな団体、また個人にもなろうかと思っておりますが、どの関係性も非常に大切な内容となっております。現状、懸命に対応されている現場の皆さんとの調整も十分に行っていただく必要もあると思っておりますし、たった今も、虐待に遭っている子どもたちがいる中で、私自身もそうですけども、現場というものをわかりません。私たち議員が、この命という大切な部分に直接かかわるような条例を制定するに当たっては、私を含めて、議会のほうから、言葉が正しいかどうかわかりませんが、ある意味、一方的にシステムを変えていくことへの不安が、十分に私の中にはあります。重要な案件でありますので、この中に、今私がもろもろ質問をしていった中で出てきた団体なりと、議員が議員の立場で協議をしていくのではなくて、執行者、いわゆる市の現場にいる職員さんたちが、各団体に対して、実際の業務はどうなんだということをしっかり把握、またご意見を賜りながら、委員会でそれを委員の皆様をしっかり伝えていただく。そして、よりよい条例を制定していただきたいというふうに思いますし、また、この出された条例は子どもの児童虐待に限られたものになっておりますが、もしできるのであれば、高齢者、または障がいを持つ方々への虐待も社会問題になってきておる現状でありますので、そういうふうな方々への虐待も包括したような条例に修正することができればよろしいのではないかとというふうに個人的には思いますので、委員会において審査要望をさせていただきますし、いま一つは、文言の整理も含めて情報の保護については、この条例どおりにいくと非常に多くの方々に虐待の実際の情報が周知されることとなりますので、この情報保護に関しては、幾ばくかの罰則をつけられるのであれば、そのような審議も必要ではないかというふうに思いますので、これも加えて審査要望させていただいて、終わらせていただきます。

○議長（藤浦誠一）

ほかに質疑はありませんか。21番 田中博文議員。

○21番（田中博文）

1点だけすいません。提案者の方にご質問しますけど、るる今、条例提案者の方から説明があり、いろんな質問が出ましたけども提案者の方はいろんな関係者、全部じゃないですけどベストの条例という形で報告されましたけど審議を今から付託された委員会の中でされる中で文言等を一言一句変えるつもりはないのか。改めていろんな団体からいろんなご意見が出れば差しかえだとか文言の変更だとかそういったところがあるのかその1点だけをお伺いいたします。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

もちろん私もこれがベストだと思って提案しておりますがここは議会であります。その中で議論する中でやはり、よりベターなものがあればもちろんそれを含めて検討すべきであるとは考えています。

○議長（藤浦誠一）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案は、福祉文教委員会に付託いたします。

提出されております請願が1件あります。お諮りいたします。請願文書表に記載しておりますとおり請願第15号は、経済・体育施設に関する調査特別委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時31分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	藤浦誠一	16番	吉田健一
2番	佐藤清和	17番	福永隆一
3番	瀬戸光	18番	城丸秀高
4番	兼本芳雄	19番	松延隆俊
5番	光根正宣	20番	上野伸五
6番	奥山亮一	21番	田中博文
7番	川上直喜	22番	鯉川信二
9番	明石哲也	23番	古本俊克
10番	秀村長利	24番	森山元昭
11番	永末雄大	25番	勝田靖
12番	田中裕二	26番	道祖満
13番	守光博正	27番	坂平末雄
14番	江口徹	28番	平山悟
15番	梶原健一		

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 井 桁 政 則

議会事務局次長 許 斐 博 史

議事総務係長 岩 熊 一 昌

書 記 山 本 恭 平

議事調査係長 太 田 智 広

書 記 伊 藤 拓 也

書 記 今 住 武 史

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

副 市 長 梶 原 善 充

教 育 長 西 大 輔

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 安 永 明 人

行政経営部長 倉 智 敦

市民協働部長 森 口 幹 男

市民環境部長 中 村 雅 彦

経 済 部 長 諸 藤 幸 充

福 祉 部 長 山 本 雅 之

都市建設部長 今 井 一

教 育 部 長 久 原 美 保

企 業 局 長 實 藤 和 也

国際交流推進室長 原 田 一 隆

都市施設整備推進室長 藤 中 道 男

環境施設等広域化担当次長 永 岡 秀 作

公営競技事業所長 山 本 康 平

福 祉 部 次 長 石 松 美 久

都市建設部次長 堀 江 勝 美

子育て支援課長 松 岡 貴 章